

前橋市中小企業 振興基本条例



お問い合わせ

前橋市 商工観光部 産業政策課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

電話 027-224-1111 (代表)

ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

前橋市

前橋市経済の主役は中小企業です

前橋市では、市内中小企業の発展と、地域経済の活性化を目指して、平成25年10月「前橋市中小企業振興基本条例」を制定しました。

前橋市内における中小企業は、全事業所数の**99%**です。

私たちの地域の活性化や雇用の確保など、市民生活が向上し、市の経済が発展していくためには、中小企業の活性化が不可欠です。

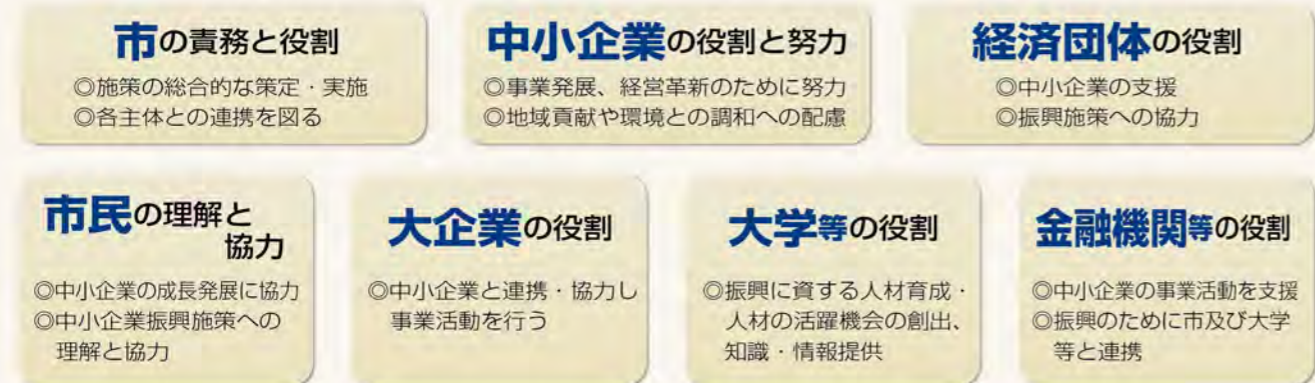


わたしたちの都市「まえばし」の、地域経済の発展と市民生活の向上に大きく貢献する中小企業を、社会全体で支援していきましょう。

前橋市中小企業振興基本条例の 3 つの特色

特色1 中小企業振興にはみんなの連携と協働が大切です！

中小企業の振興は、市や中小企業者のみならず、経済団体、大企業者、大学等、金融機関等、市民がパートナーシップを図り、取り組むことの方針を、基本理念に示しました。



特色2 中堅企業から中小零細企業まで力を入れて施策の推進

前橋市内では、幅広い規模の中小企業が企業活動を行っています。大企業に近い中堅企業から、中小零細企業と呼ばれる従業員数人の小規模企業まで、行き届いた支援と連携ができるよう施策を行います。



特色3 中小企業振興のための施策の点検

本条例をもとに策定する施策の実施状況を検証するため、会議を招集し、中小企業者の方々などからご意見をいただきながら、更に施策や事業に反映させていきます。



前橋市中小企業振興基本条例のしくみ

基本理念

中小企業者の自助努力及び法令順守を基本とし、地域内の経済的循環、地域外からの資源獲得を支援する。

市、中小企業者、経済団体、大企業者、大学等、金融機関等及び市民のそれぞれが地域経済活性化の役割を担うべき主体となる。

基本施策

技術力、経営力等を高度化、経営基盤の強化

受発注機会を拡大

多角化による、事業活動の安定拡大

他の事業者や大学等との連携を推進、独自技術で競争力向上

環境・市民生活との調和に配慮した事業活動の維持

積極的な人材育成の促進

雇用の促進・継続

新たな事業活動の推進、起業・創業の促進

地域資源の活用から産業の枠を越えた新たな事業創出

未来を担う世代が活躍できる環境整備の促進

各主体の役割と連携



施策の実施

施策の進捗管理

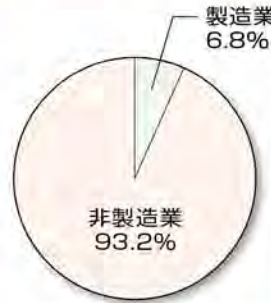
施策の検証

まえばし経済の発展及び市民生活の向上

データでみる前橋市の産業

製造業・非製造業の事業所数

全事業所数 16,360事業所



製造業の構成	事業所数	構成比	増減
食料品	151	13.6%	+
家具・装備品	117	10.5%	-
金属製品	115	10.3%	-
印刷・同関連	103	9.3%	-
その他の製造業	89	8.0%	-
繊維	74	6.6%	-

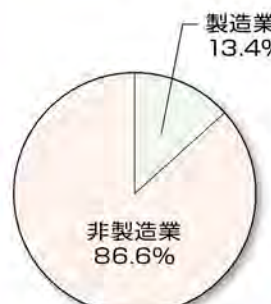
非製造業の構成	事業所数	構成比	増減
飲食	1,649	10.8%	-
洗濯・理容・美容・浴場	1,139	7.5%	-
その他の小売業	1,099	7.2%	-
不動産賃貸業・管理業	1,014	6.7%	-
飲食料点小売業	875	5.7%	-
総合工事業	777	5.1%	-
医療業	768	5.0%	+

- 製造業では、食料品で全体の14%を占める。
- 非製造業では、市民生活に密接に関わる業種が上位を占めている。

*H24経済センサスより
*「増減」は、H21→H24の比較

製造業・非製造業の従業者数

全従業者数 156,988人



製造業の構成	従業者数(人)	構成比	増減
食料品	5,034	23.9%	-
輸送用機械器具	2,886	13.7%	+
金属製品	2,083	9.9%	-
電気機械器具	1,125	5.3%	+
家具・装備品	1,122	5.3%	-
生産用機械器具	1,110	5.3%	+

非製造業の構成	従業者数(人)	構成比	増減
飲食店	11,178	8.2%	+
医療業	10,299	7.6%	+
飲食料点小売業	8,886	6.5%	-
その他の小売業	7,675	5.6%	-
社会保険・社会福祉・介護事業	7,333	5.4%	+

- 製造業では、上位3業種で前橋市の製造業全体の半数近くを占める。
- 非製造業では、飲食店、医療業で各々1万人を超えていて、増加している。

*H24経済センサスより
*「増減」は、H21→H24の比較

製造業・非製造業の特化係数

◆全国より構成比(特化係数)が高い業種

製造業	従業者数(人)	特化係数	増減
家具・装備品	1,122	2.69	-
食料品	5,034	1.39	-
業務用機械器具	812	1.14	+
金属製品	2,083	1.04	-

- 製造業では、家具・装備品を筆頭に高く、うち従業者数が増えているのは業務用機械器具。
- 非製造業では、銀行・学校教育と、従業員が急増している無店舗小売業で特化度が高い。

*「特化指数」とは、地域のある産業がどれだけ特化しているかを見る係数

非製造業	従業者数(人)	特化係数	増減
銀行業	2,862	2.25	-
無店舗小売業	1,718	2.22	+
学校教育	5,442	2.06	+
政治・経済・文化団体	1,572	1.98	-
農林漁業	1,847	1.84	+
保険業	2,789	1.51	-
職業紹介・労働者派遣	3,552	1.44	+
技術サービス業	2,551	1.32	+

*H24経済センサスより *「増減」は、H21→H24の比較

産業別総生産額



- サービス業、卸売・小売業、製造業の順に生産額は多い。

*H22市町村民経済計算より

その他のデータ

- ◆暮らしやすく、災害に強い、県都まえばし
 - 今後30年で震度6以上に見舞われる確率 2.6%
 - 市街化区域の高い区画整理整備率 約55% (全国平均約25% きれいな街整備)
- ◆全国屈指を誇る医療機関、保健・福祉施設が集積
 - 群馬大学附属病院の先進医療件数が国立大学附属病院中 第1位
 - 医師1人当たりの人口252.3人 (4位/41市・中核市) *H22
- ◆市民の食文化を支える 全国有数の農業生産力
 - 豚 農業産出額 全国5位
 - きゅうり収穫量 全国6位
 - ばら出荷量 全国7位
 - *H18農水省統計より
- ◆ゆるキャラ ころとん
 - 前橋の観光キャラクター



中小企業振興基本条例に期待します

◆中小企業から期待すること

旭化成株式会社

代表取締役社長 梶 徹也



中小企業は個々に独自の技術やノウハウなど優れたものを持っていますが、多くの企業は上手く活かせる仕組みや連携を持ち合わせていません。前橋市は「中小企業振興基本条例」を制定し、中小企業を重視し活性化しようとする意思を示しました。この条例で推進される多様な施策により、我々中小企業が成長発展して「元気な前橋市」に貢献できることを期待しています。

◆学から期待すること

群馬工業高等専門学校

地域連携テクノセンター長 黒瀬 雅詞



このたびの中小企業施策基本条例制定は、学の立場からも大きな前進と考えます。産学官金の連携を強固に構築するため、それぞれの役割と努力が明文化されたことで、受け身の相互連携から、能動的かつ自発的な取り組みが推奨されることとなります。どこかの大学、企業がやってくれるのを待つ産学連携の時代は終わり、学の敷居を低くして積極的に産業振興に携わって前橋市を盛り上げていく、新しい産学連携の推進が求められています。これを契機にお互いの窓口を広く開放して、中小企業の皆様と新たな連携を期待するとともに、参画団体として努力していきたいと思っております。

◆大企業から期待すること

日新電機株式会社

前橋製作所長 中橋 昭雄



弊前橋製作所が調達する部材、部品は約70%が群馬県内で、更にその約70%が前橋市内となっています。市内企業の皆様に支えられて、今年製作所開設50周年を迎えることができましたとも言えます。

弊社でも、コストダウンの為に海外調達が増えていますが、品質、納期の面から重要な部品は国内で調達せざるを得ないという側面も有しています。中小企業の皆様には、今後も技術革新を継続し、海外に負けない品質そしてコストを実現していただきたいと思います。中小企業振興基本条例がその活動を力強く後押しして、前橋市の中小企業がさらに活性化、飛躍されることを期待します。

前橋市中小企業振興基本条例

(平成25年前橋市条例第50号)

(前文)

前橋市は、豊かな自然と詩情あふれる文化風土に恵まれ、群馬県の県都として、古くから多くの人々が集い、生活を続け、都市と自然が共生する街として発展してきました。

本市は、かつての製糸業の隆盛を背景に、製造・加工技術が発展し、現在でも輸送用機械器具製造業、食料品製造業、金属製品製造業などの業種が多く立地し、伝統的に「ものづくり」の精神が根付いた都市です。

「ものづくり」が発展してきた本市は、一方で、全国有数の農業生産額を誇るほか、卸・小売業や医療・福祉業等が数多く存在するなど、バランスの良い産業構造を保ちながら発展してきた都市でもあります。

本市の経済発展を支えた要因としては、自然災害が少なく、高速道路網の発展による交通結節機能が充実するほか、高度な研究機関や医療機関等が集積するなど、企業活動を行う環境に優れているということが挙げられます。

また、恵まれた条件を活かし発展を続けてきた本市の産業において、市内企業の中で大多数を占める中小企業が、本市経済を発展させる原動力となって貢献してきました。

本市経済をとりまく経済的、社会的環境は日々変化をしており、特に近年においては、グローバル経済の進展による大きな変化が幾度となく訪れております。

こうした変化に対応するため、中小企業者の自主的な経営基盤の強化や創意工夫による経営革新のほか、内陸型産業の弱みを強みに転換するとともに、本市の持つ特色の積極的な活用、さらには、高い技術の製造業、品質・品種に恵まれた農業、充実した高度医療機関等による業種を越えた連携など、本市の強みを活かし、経営資源・地域資源を最大限に活用することで、高い付加価値が生まれ、大きな発展が期待されております。

本市経済がより力強く、持続的に発展していくためには、経済成長をけん引し、市民の雇用や暮らしを支える極めて大きな役割を担う中小企業の活力ある事業の継続、発展が大変重要となります。

そのためには、中小企業者自らの努力はもちろん、地域社会を構成する各主体が手を取り合い、中小企業を支援していくことが必要となっております。

そこで、中小企業の振興に向けた基本理念と各主体の役割等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市内中小企業の振興が、地域の活性化及び市民生活向上に資することの重要性を踏まえ、本市の責務、中小企業者の努力等について明らかにするとともに、市内中小企業の振興に関し本市の施策の基本となる事項を定めることにより、市内中小企業の健全な発展を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合若しくは企業組合であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経済団体 商工会議所、商工会その他の市内における産業の振興を図ることを目的とした団体をいう。
- (3) 大企業者 市内の事業者のうち中小企業者以外の者をいう。
- (4) 大学等 市内において産業の振興に資する教育及び調査研究を行う大学その他の機関をいう。
- (5) 金融機関等 市内の金融機関及び群馬県信用保証協会をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念のっとり推進するものとする。

- (1) 中小企業者自らの創意工夫、経営の改善、様々な環境に適應するための自助努力及び法令順守を基本とし、地域内の経済的循環を進めるとともに、地域外からの様々な資源の獲得を支援すること。
- (2) 市、中小企業者、経済団体、大企業者、大学等、金融機関等及び市民のそれぞれが地域経済活性化の役割を担うべき主体となって中小企業を支えること。

(基本的施策)

第4条 市が行うべき中小企業振興の基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 経済情勢の変化及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、技術力、経営力等を高度化し、経営基盤を強化するための施策を推進すること。
- (2) 中小企業者が、市内外からの受発注機会を拡大するための施策を推進すること。
- (3) 事業活動の多角化により、中小企業者の事業活動の安定及び拡大を図るための施策を推進すること。
- (4) 他の事業者や大学等との連携を推進することで、独自技術の開発による競争力の向上を図るための施策を推進すること。

- (5) 環境への配慮及び市民生活との調和に配慮した事業活動の維持に資する施策を推進すること。
- (6) 中小企業者の積極的な人材育成を促進するための施策を推進すること。
- (7) 中小企業者が、雇用の促進及び継続をするための施策を推進すること。
- (8) 本市における新たな事業活動を推進し、市内の経済活動を活性化するため、起業及び創業を促進するための施策を推進すること。
- (9) 本市が有する地域資源を活用し、産業の枠を超えた新たな事業の創出を図るための施策を推進すること。
- (10) 未来を担う世代が市内中小企業において活躍できる環境整備を促進するための施策を推進すること。

(市の責務と役割)

第5条 市は、前2条の規定に基づき、中小企業の振興に関する施策等を総合かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、中小企業の振興施策を実施するため、中小企業者の状況を把握し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、中小企業の振興施策の実施に当たっては、必要に応じて、国、群馬県、経済団体、大学等、金融機関等との連携を図るものとする。

(中小企業者の役割と努力)

第6条 中小企業者は、事業活動を行うに当たり、自らの事業の発展、経営の革新、そのための有益な情報の積極的な収集に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、人材の育成、雇用の促進、福利厚生の充実及び後継者の育成に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、事業活動を行うに当たり、地域社会の一員として地域貢献の積極的な取組に努めるものとする。
- 4 中小企業者は、事業活動を行うに当たり、周辺環境との調和及び市民生活の安全の確保に配慮するものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者の事業活動を支援するとともに、市が行う中小企業の振興施策に協力するものとする。

(市民の理解と協力)

第8条 市民は、中小企業の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを理解し、中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、中小企業の継続的な振興及び発展のため、本市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、事業活動を行うに当たり、中小企業者及び大企業者が地域社会の健全な発展のために欠くことのできない重要な役割を持つことを認識し、連携及び協力を努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業者が生産し、製造し、又は加工する製品を扱い、中小企業者が行うサービスを利用するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第10条 大学等は、中小企業者及び市と連携し、中小企業の振興に寄与するよう努めるものとする。

- 2 大学等は、中小企業の振興に資する人材の育成に努めるとともに、輩出された人材が中小企業において活躍できる機会を増やせるよう、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。
- 3 大学等は、市及び中小企業者に対し、中小企業の振興に資する知識又は情報の提供に努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第11条 金融機関等は、中小企業者の活性化及び健全な事業活動の継続が、市民生活の安定及び向上並びに地域社会の健全な発展に寄与するという考えの下、中小企業者の事業活動に対し支援するよう努めるものとする。

- 2 金融機関等は、市及び大学等と連携し、中小企業の振興に寄与するよう努めるものとする。
- 3 金融機関等は、市内における起業及び創業に対し積極的な支援に努めるものとする。

(会議の開催等)

第12条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な会議の開催その他必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

